H27.4.2

【監査通信】おうでぃっと めーる

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit

▼ＩＮＤＥＸ▼

■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」～【滋賀】県立大で研究費水増し　教授が学生の口座使い　外７件～
■【内部監査情報】
・内部監査報告書に関する意見照会について
■【監査人監査情報】
・平成 26 年度決算監査について
■【連載企画】
・Ｈ・直樹による内部監査の倍返し「その文書の決裁者は誰だっ？　～其ノ弐～」
■【お知らせ】
・平成２７年４月１日付人事異動について
■【Audit Cafe】
・「So Much In Love」

表題写真：片平キャンパスのしだれ桜



監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」　～【滋賀】県立大で研究費水増し 教授が学生の口座使い～外７件

・【滋賀】県立大で研究費水増し 教授が学生の口座使い
・近畿大学 平成 27 年度一般入試志願者数確定 過去最高の 11 万 3,704 人！
・大阪大が海外の高校生６人分願書など紛失　飛行機内に置き忘れ
・京都工芸繊維大学の教授に停職処分 流し台に水銀を廃棄
・世界初！キャンディを燃料としたハイブリッドロケット「Candy Rocket」打ち上げに成功！
・「３位じゃダメなんです」阪大総長自ら広告に登場　東大、京大の「次」…大学序列にあえて言及した真の狙い
・同志社大教授、セクハラ・パワハラで出勤停止１か月
・セクハラ連発の准教授が停職処分　群馬県立県民健康科学大

【監査ニュース】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/tantou-HP/news/news-top.htm



内 部 監 査 情 報

・内部監査報告書に関する意見照会について

現在、監査室では平成２６年度に実施した内部監査のうち、「標準会計監査（実地監査）」、「フォローアップ監査」及び「ハラスメントの防止等に関する監査」の内部監査報告書（案）を作成中です。

４月中を目途に、報告書の記載内容に事実の相違等がないか、監査対象部局の皆様に意見照会させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。



【内部監査】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

監 査 人 監 査 情 報

・平成２６年度決算監査について

昨年の９月から開始した平成２６年度の会計監査人監査も、早いもので決算監査の時期を迎えました。これまで監査対象部局の皆様には、会場の手配を始め、監査資料の準備やヒアリング対応等、お忙しい中ご協力いただきまして、ありがとうございました。

決算監査の日程については、３月１８日付け伝達フローで各部局担当係宛てに通知しておりますが、病院を除き、本部事務機構の会場にて監査を実施する予定です。

監査内容によっては、会計伝票等の写しの提出をお願いするなど、今後も部局の皆様にご協力いただくこともあるかと思いますが、決算監査の終了まで、引き続きよろしくお願いいたします。



【会計監査人監査】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/3-3index.html（概要）
http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm（日程）

連 載 企 画

内部監査 H・直樹 **内部監査の倍返し**

「H・直樹による内部監査の倍返し」は、内部監査等において見受けられた事例等を取り上げて紹介する新コーナーで、これまでの「教えて成田くん！」や「How to 東山クン！」を発展的に引き継ぎ、一見些細なことながら、実は法令違反の可能性、会計検査院に指摘される恐れがあるもの等、大きなリスクを有している事例について迫って参りました。

最終回となる第６回のテーマは**“その文書の決裁者は誰だっ？～其ノ弐～”**と題してお送りします。どうぞ最後までお付き合いください。

平成２６年度の内部監査（標準会計監査）では、契約関係（物品購入等・工事）を監査項目の一つに掲げて監査を実施しましたが、その中で多く見受けられたのが、**“規程等に定められた文書の決裁権者による決裁を経ずに契約手続きが行われていた”**という事例です。

前回は、“その文書の決裁者は誰だっ？～其ノ壱～”と題して、文書決裁の基本的事項の解説を行いましたが、引き続き今回は、主に契約手続きに関する決裁を例に、決裁時のチェックポイントを紹介したいと思います。

☞ その文書の決裁者は誰だっ？
～其ノ弐～　『契約手続きに関する文書決裁のチェックポイント』

【チェックポイント①】
・仕様策定委員、仕様検討者及び機種選定者（以下「仕様策定委員等」という。）の委嘱にかかる決裁は部局長決裁としているか？（仕様決定、仕様検討及び機種選定（以下「仕様決定等」という。）の報告にかかる決裁も同様）
・上記について、部局長決裁としていない場合、専決内規に定められた専決者までの決裁が行われているか？

学内規程において、仕様策定委員等の委嘱は当該部局の長が行うこと、また、委嘱された仕様策定委員等は、当該部局の長に仕様決定等の報告を行う旨、定められているため、当該手続きにかかる決裁文書は、部局長決裁としなければなりません。
部局長決裁としていない場合は、本来の決裁者である部局長までの決裁を受けるか、専決内規等に専決の取り決めを行う必要があります。

【参考学内規程】
・国立大学法人東北大学における大型設備の調達に係る仕様策定に関する取扱細則
・国立大学法人東北大学における設備の調達に係る仕様検討に関する取扱細則
・国立大学法人東北大学における設備の調達に係る機種選定に関する取扱細則
（いずれも平成 17 年 12 月 27 日理事（財務担当）裁定）



【チェックポイント②】
・技術審査職員の指名にかかる財務部への依頼文書の決裁は部局長決裁としているか？
・上記について、部局長決裁としていない場合、専決内規に定められた専決者までの決裁が行われているか？

技術審査職員の指名手続きについては、「技術審査職員の指名に関する取扱いについて（通知）（平成 21 年 5 月 27 日付け財務部長通知）」に基づき、部局から財務部への指名依頼により行われていますが、当該通知の依頼文書の様式は、部局長から担当理事（又は副学長）宛となっているため、当該手続きにかかる決裁文書は、部局長決裁としなければなりません。
部局長決裁としていない場合は、チェックポイント①同様、本来の決裁者である部局長までの決裁を受けるか、専決内規等に専決の取り決めを行う必要があります。

【チェックポイント③】
・受託研究等契約にかかる受入決定の決裁は部局長決裁としているか？
・上記について、部局長決裁としていない場合、専決内規に定められた専決者までの決裁が行われているか？

「国立大学法人東北大学受託研究取扱規程（昭和 45 年 11 月 17 日規第 65 号）」第 6 条第 1 項において、「受託研究(医薬品等の臨床研究等に係る受託研究を除く。)の受入れは、部局長が決定する。」とされているため、受入決定の決裁文書は部局長決裁としなければなりません。
部局長決裁としていない場合は、チェックポイント①・②同様、本来の決裁者である部局長までの決裁を受けるか、専決内規等に専決の取り決めを行う必要があります。

最後に、会計系の担当者の方は、「決裁権限」と聞くと、“決裁権限に関する要項（部局の決裁権限表）”をイメージする方が多いかもしれませんが、決裁権限表は、「国立大学法

人東北大学決裁権限に関する細則（平成 17 年 12 月 27 日理事（財務担当）裁定）」に定める事務の権限のうち、部局における事務の権限を定めたものであり、会計業務に関する全ての事務の権限（文書の決裁権限）が規定されているものではありません。よって、決裁権限表に事項のないものについては、専決内規等に専決の取り決めを行う必要があります。

なお、チェックポイント③に関して、受託研究等契約の“契約締結”については、部局の決裁権限表において、その決裁権限を部局長から事務(部)長等へ委任している部局が多いと思われますが、これをもって“受入決定”の手続きを事務(部)長等決裁としてよいと勘違いしている部局も見受けられました。**決裁権限表の取り決めは、あくまでも“契約締結”の意思決定であり、“受入決定”の決裁権限は含まれていないことに注意**が必要です。

日ごろ何気なく行っている原議書による決裁ですが、前回と今回の記事が、学内規程等に基づく本来の決裁者又は専決内規等で取り決めした専決者までの決裁が適正に行われているかについて、確認するきっかけとなれば幸いです。

（いつも私はセルフカット・K）

お　知　ら　せ

・平成２７年４月１日付人事異動について

平成２７年４月１日付の人事異動の発令がありました。監査室に関係するものとしては、下記のとおりです。

（転入）

監査室 監査スタッフ（係員） 杉山 沙耶香（金属材料研究所総務課総務係）

（新規採用）

監査室 監査スタッフ（係員） 大野 滋生

※（）は旧所属名

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「So Much In Love」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

街中の紳士服店で、ぼくはスーツを買うことになった。

前の年に受けた国家公務員試験にぼくは合格していたけれど、4 月なってもなかなか採用が決まらず、それでもいつかはどこかに就職できるだろうとのんびり構えているところに、突然東北大学から「採用」の連絡がきたのだ。

ふと、そういえば職場に着ていく服がないことに気が付いた。面接用にとブレザーだけは持っていたけれど、それ一着で毎日通勤するわけにもいかない。社会人といえばスーツだ。ぼくは慌てて、街中にある紳士服の大手チェーン店に行き、人生初のスーツを購入することになった。

ぼくは無難な紺色のスーツを選んだ。試着をし、スラックスの裾合わせをすることになった。そのとき付き添ってくれたのは、ぼくより 4～5 歳くらい年上の若い女性店員だった。ぼくはスラックスの裾合わせをしてもらいながら、そのショートカットの女性店員のきれいな髪の分け目をなんとなく見つめていた。ぼくは自分の前に跪いて作業をしてもらうことに申し訳なさを感じると同時に、これから自分も彼女と同じ社会人の一員となることに、なんとなく晴れがましさのようなものも感じていた。

その時、裾合わせをしていた女性店員がふと顔を上げた。

「あの‥‥すみません、この曲、なんていう曲名かわかりますか？」
　そう言うと、彼女は視線を外し、音楽に聞き入るようなしぐさを見せた。
　言われてみると、さっきから店内には、男性シンガーによる心地よい歌声が流れていた。ぼくは答えに詰まった。スピーカーから流れる、おそらくは有線放送かと思われるその曲を、ぼくはテレビの CM で何度か聞いた覚えはあったのだが、肝心の曲名まではわからなかった。
「すみません、わかりません」
「あ、いえ‥‥こちらこそすみません」
　やがて会計を済ませ、店外に出た。ぼくは質問に答えられなかったことに対し、ある種の恥ずかしさと申し訳なさも感じていたが、しかしそれ以上に、女性店員から質問を受けたことで、なんとなく自分が社会人の一人として、先輩に認めてもらえたような心持ちがしていた。
　正直なところ、ぼくは店に入る前まではちょっと心細かった。それは人生初のスーツを買うことに対する気後れでもあり、これから始まる社会人生活に対する淡い不安からでもあった。しかし、店を出て家路につきながら、特に根拠もないけれど、ぼくはなんとなく社会人としてやっていけそうな気がしていた。



　あの日から 32 年。毎年 4 月になり、新規採用者を見かけるたびに、ぼくはいつもこのときのことを思い出す。同時に、ティモシー・B・シュミットが歌う「So Much In Love」の心地よいメロディーが、頭の中でリフレインしている。

Agent.K

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆おうでぃっとめーるに関するお問い合わせやご意見、ご感想は下記までお寄せください。

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
０２２－２１７－４８７４（監査室長：金子）
０２２－２１７－５６８０，４８８０（平野、荒澤、菊地、杉山、大野）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@bureau.tohoku.ac.jp

Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
おうでぃっとめーるの無断転載を禁止します。